

4. 解散（合併による解散を除く。）

（1）上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が、「当該資産運用会社の解散（合併による解散を除く。）」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号c（d）】

※ 解散には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 資産運用会社が合併により解散する場合は、「合併」の開示として取り扱われます。
- ② 資産運用委託契約を他の資産運用会社に引継ぐ場合（他の上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を現に受けている他の資産運用会社に引継ぐ場合を除く）には、上場規程第1206条第1項審査を受ける必要がありますので事前に東証まで相談してください。
- ③ 資産運用委託契約を他の資産運用会社に引継ぐ場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 解散の理由
- b. 解散等の日程
- c. 投資法人の資産運用委託契約の引継ぎに関する事項

（a）投資法人の資産運用委託契約の引継ぎ方法

- ・ 投資法人の資産運用委託契約の引継ぎ方法を具体的に記載する。

（b）投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との関係（*）、投資信託協会への加入状況、投信法第199条認可の状況、委託業務の概要を記載する。

（*）投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・資産運用会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。

（※1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 今後の見通し

- ・ 投資法人に与える影響を記載する。
- ・ 投資法人の上場の継続に関する見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項